

○小泉やすお 委員長

増田裕一委員、質問項目をお願いします。

◆増田裕一 委員

減税基金条例に関連して何点か。使用します資料は、減税基金条例の議案書と杉並区特別区民税の恒久的減税の基本方針（案）を使用します。

それでは、山田委員に引き続き質疑を続けさせていただきたいと思います。

減税基金条例第1条に、その設置目的として、特別区民税の恒久的な減税を実施し、区民の負担の軽減を図ること、大規模な災害により生じた経費等の財源を確保し、緊急時に迅速かつ適切な対策を講じることが規定されております。

まずお尋ねいたしますが、設置目的が大きく分けて2つございますが、どちらが優先されるのでしょうか。

◎政策経営部副参事（白垣）

これはどちらが優先されるというものではなくて、あくまでも並列の関係にあるということでございます。

◆増田裕一 委員

それでは、条例に規定されております「大規模な災害等」の「等」とは具体的にどのような場合を想定しているのか、お示してください。

◎政策経営部副参事（白垣）

これは、第9条に書かれてございますけれども、「大規模な災害により生じた経費又は大規模な災害、経済事情の著しい変動等により生じた減収を補てんするための経費」ということを指してございます。

◆増田裕一 委員

9条には「経済事情の著しい変動等」と、ここにもまた「等」と書いてあるんですけれども、ほかにもあるんですか。

◎政策経営部副参事（白垣）

「等」が2つあって本当にややこしいところでございます。ここの9条の「経済事情の著しい変動等」の「等」でございますけれども、これにつきましては、例えばでございますけれども、大規模な経済不況による大幅な減収による財源不足のほか、何らかの理由で杉並区の人口が大幅に減って、それによって区民税の収入が減るというようなことを想定してござ

います。

◆増田裕一 委員

それでは、今般の経済情勢は大変厳しいと言われております。基本方針（案）の3の(2)に規定されている経済事情の変動、先ほど第9条というのもございましたが、こちらに当たるのか当たらないのか。

◎政策経営部副参事（白垣）

これにつきましては、その経済事情の著しい変動がどの程度の規模かということ、そのときの区の財政状況、これらを総合的に判断して、それに当たるのかどうかということ判断すべきだと思います。これにつきましては、基金委員会の意見を聞いた上で決定をするという仕組みになってございます。

◆増田裕一 委員

いや、今後のことではなくて、今般の経済情勢のことをお尋ねしたんですが。

◎政策経営部副参事（白垣）

今般の経済事情の変動だけいえば、100年に1度ということでございますので、当たるということになろうかと思えますけれども、今回につきましては、財政調整基金を活用することによって、来年度予算を起債を発行しないで組んでございますので、そういった要素があるので、一概に今回のものがどうかということはなかなか難しいということでご答弁したところでございます。

◆増田裕一 委員

それでは、平成22年度一般会計予算案において、基金積立額が10億円計上されております。こちらの積算根拠はどのようなものでしょうか。

◎政策経営部副参事（白垣）

これにつきましては、基本方針の案で積み立ての方針を示してございますが、ここでお示ししている当初予算の1割の目途という原則からただし書きがございまして、ただし公債費、借金の元利償還分ですね、また財政調整基金、いわば普通預金に当たるものでございますけれども、これの繰入金がある場合は、当初予算の1割の額からその合計額を除く額を当初の目標額とするというふうに示してございます。これにのっとりまして計算をした金額から、今般の予算編成に当たって

の財政需要等を総合的に勘案して、当初はその一定額を積み立てることになってございますので、10億円という金額を計上したということでございます。

◆増田裕一 委員

その話題が出ましたので、逆にお尋ねしますが、このただし書きですね。先ほど副参事がおっしゃいましたが、平成22年度の場合、基金積立額、目標値ですが、どの程度の額になるのでしょうか。

◎政策経営部副参事（白垣）

先ほど私が申し上げました積み立て方針の本則とただし書きを計算式に当てはめていきますと、当初の目途とする金額としましては、77億というのが当初の目標額ということになります。

◆増田裕一 委員

改めて確認させていただきたいんですが、基本方針（案）、3の(1)に、毎年度の基金積立額として、一般会計当初予算額の1割を目途とすると。先ほど来、るるお話が出ておりますが、これらは必達目標なのか努力目標なのか。

◎政策経営部副参事（白垣）

これは、必ずそれありきということになると、非常に硬直した財政運営になりますので、目指すべき目標ということでございます。

◆増田裕一 委員

引き続き、条例第9条に規定されております基金の処分について、その手続はどのようになるのか。

また、基金は長期国債等によって運用されるということでございますが、基金を処分する際に何らかの支障はないのかどうか。

◎政策経営部副参事（白垣）

基金の処分につきましては、手続的には区長が処分の案を作成いたします。これを基金委員会にお諮りをしまして、基金委員会から、処分の是非、また金額の是非について答申をいただく形になります。その答申を踏まえて長が予算案を編成いたしまして、この予算案を議会で審議をしていただき、予算が確定したら区民に公表する、このような手続になります。

これを処分することによって、その基金の運用に支障があるかどうかということでございますけれども、それは取り崩す額、規模によってくるかと存じます。大幅に取り崩せば、その後の減税に何らかの影響が出るということも当然考えられますが、減税も大規模災害等への備えということも、両方目的に合っておりますので、そのときには、減税が影響を受けても、それは許容されることだというふうに考えてございます。

◆増田裕一 委員

ちょっとここで確認させていただきたかったのが、基金は国債で運用しておりますので、取り崩した際、例えば何かしらのペナルティーみたいな、そういったものは想定されないのか、大丈夫でしょうか。

◎会計管理室長

基金の取り崩し、いわゆる償還前の売却という形になりますので、特段ペナルティーとかそういったものはございません。

◆増田裕一 委員

わかりました。

それでは、先ほどほかの委員からるる、名古屋市や半田市の市民税減税条例について言及がございました。そもそも杉並区はなぜ積み立て方式を採用するのでしょうか。

◎政策経営部副参事（白垣）

これにつきましては、先ほどもご答弁しましたけれども、減税の継続性、安定性、それから将来的な規模の拡大、どんどん安くしていくということ、それから、今回基金の目的にもお示ししてございますように、財政のダムによって経済事情の著しい変動や大規模災害等が起こったときの備えにすることから、積み立て方式をとるものでございます。

◆増田裕一 委員

そこでお尋ねしたいんですが、まず、なぜ減税基金を設置するのかということですね。財政調整基金というもう1つの受け皿というものがあられるわけですが、なぜこちらのほうを活用しないのか。

◎政策経営部副参事（白垣）

まず、財政調整基金は短期的な年度間の財源調整を行うということが目的でございまして、長期的な視点に立った減税

基金ということとは一線を画するということ、それから、現状の財政調整基金は果実運用型ではございませんので、そこから得られた果実、つまり利子収入を使って何かをするというつくりになってございませんので、そういった理由から、財政調整基金とは別に減税基金を設置するということでございます。

◆増田裕一 委員

条例第14条の規定により新たに設置される基金管理監は、その職務によって生じた基金運用の結果について、区民や区議会に対し、どのように説明責任を果たすのでしょうか。

◎会計管理室長

基金管理監の説明責任ということですが、議会に対しては当然、必要に応じて説明員として委員会に出席をして、そこで説明をするというようなことで考えていきたいというふうに思っております。

◆増田裕一 委員

話は変わりまして、昨年の秋、減税自治体の是非について、東京都の財政当局担当者に聞き取りを行ってまいりました。担当者は、杉並区が減税を推進することにより、かねてから東京都が言っておるんですが、東京富裕論が再燃することへの懸念を示しておりました。

減税を推進することによって、東京都や他の特別区にどのような影響があると認識しておるのでしょうか。

◎企画課長

まず1つ、東京富裕論というものについて、本当にそういうことがあるのかというふうな認識を持っています。地方交付税がありまして、それによって税源というものは均衡化されていて、47都道府県の中の順番でも、均衡化を図った後の東京都の税源というのは22番目でございます。

そういう中で、一方で分権という流れがあるわけでございます。分権を進める中で、頑張った自治体が報われなくていいのか、また横並びのような考え方でいいのかということのを改めて、富裕論なり持ち出す中では、考えなければならないんじゃないか、そのように考えているところでございます。

◆増田裕一 委員

では、ちょっと具体的に話を進めていきたいんですが、平成20年度税制改正の結果、都税である法人事業税のうち一部

が地方法人特別税として国税化され、国によって地方法人特別譲与税として再配分される暫定措置が実施されております。東京都の平成22年度当初予算ベースでは、本来収入するはずの税収額と比較すると、1,902億円もの減収となると試算されております。地域間の税収の偏在の是正を名目に実施された措置ですが、杉並区が減税を推進することによって、国や全国の自治体から、税収の再配分圧力がさらに高まることも予想されますが、区の見解はいかがでしょうか。

◎企画課長

先ほどご答弁いたしましたとおり、そういった取り組みが国のほうで行われたということはございますけれども、必ずしも税源が偏在しているということではないかと存じます。そういう中で、分権の時代に、どうそれぞれの自治体が創意工夫をして考えて、そして少ない税で高いサービスを提供していくか、そういうことを考えるならば、こういったことを持ち出されるのは遺憾なことかというふうに考えております。

◆増田裕一 委員

民主党の総務大臣ですので、そういうことはないというふうに信じたいわけでございますが、また一方、都区協議会の一方の当事者である東京都や特別区協議会及び特別区長会を形成する他の特別区に対して、減税の施策、また関連して、この条例案について説明を行っているのかいないのか。

◎政策経営部副参事（白垣）

23区の財政課長会とか課税課長会レベルでは、情報提供の意味を含めてご説明はさせていただいているところでございますし、また、東京都の区政課のほうにも随時情報提供はして、意見交換を行っているところでございます。

◆増田裕一 委員

その場での反応はいかがでしょうか。

◎政策経営部副参事（白垣）

23区の反応といたしましては、こういうことが杉並区から提唱されると、自らのところもこういうことを考えないのかどうかということを議会等から提起される可能性もあるので、自分たちとしてもこれは研究はしておかなければいけないことだなというような意見が寄せられているというふうに聞いています。

東京都のほうからは、東京都としても府県の立場から、ほかの22区の動向もにらみながら考えていかなければいけない

問題であって、東京都としていいとか悪いとか言う立場ではないけれども、府県の立場から慎重に見守っていきたいというようなニュアンスの言葉をいただいています。

◆増田裕一 委員

東京都のお話なんです、今月12日、東京都の石原都知事は定例記者会見で、杉並区の減税について、「直接どういう影響を与えるか知らないけれども、財政調整交付金の問題があるわけです。それだけの余裕があるなら、東京から何も財政の援助の支出する必要ないんじゃないかという声も出てくるんじゃないかと思います」という発言をしております。若干事実誤認があるというふうにも受け取れるんですが、この記者会見における都知事の発言は、杉並区の減税につきまして総じて否定的な見解であったというふうに受けとめております。

そこで、2点お尋ねしたいと思います。

まず、減税を推進することによって、特別区財政調整交付金の算定にはどのような影響が考えられるのでしょうか。基金に積み立てる10年間、その後減税を実施する際、それぞれの時期における算定の影響はいかがでしょうか。

◎財政課長

ご質問ございましたけれども、特に積み立てている間もそれから減税後も、影響はないと思っています。それは、財調の算定上、基準財政収入額の算定につきましては、標準税率に基づく調整を行っておりますので、特段そういった影響はないものと、私どもはそのように考えてございます。

◆増田裕一 委員

わかりました。それでは、杉並区は東京都との共同で多くの事業を実施しております。中でも、済美山グラウンドや都市計画高井戸公園、善福寺川調節池は、今後着手する大規模事業でございます。

そこでお尋ねいたします。先ほどの都知事発言に照らしまして、杉並区が財政的に豊かであるとみなされて、これらの大規模事業やその他の事業の優先順位が後回しにされる危険性はないかどうか、区のご所見をお尋ねします。

◎政策経営部長

ただいまのお話の事業は、東京都の権限で行っているものでございますが、先ほど来のお話のような文脈の中で、都がそのようなことを行うということは考えられない、またあってはならない、私どもはかように考えてございます。

◆増田裕一 委員

関連いたしますが、杉並区は、減税を実施した後、一切起債しないで財政運営を行うつもりなのか。仮に建設区債を発行する場合、都知事の許可を得られるのかどうか、どのように考えられているでしょうか。

◎財政課長

区債の関係でございますけれども、私ども、極力将来に負の遺産を残さないという経営方針でございますので、基本的には特に赤字債は発行はしない。建設債につきましては、極力発行はしないという基本方針を持っていますけれども、確実な償還の財源がある場合は、個別には検討したい。

許可の話ですけれども、私ども、例えば減税を理由にしてという建設債の発行ではございませんので、許可制のもとでも、私どもの区債発行の趣旨は理解いただけるというふうに思っております。

◆増田裕一 委員

るる述べてまいりました。今後、杉並区に対し、これまで述べてきたような地方自治、地域主権を脅かすような動きがある場合、区としてどのような姿勢で臨むのか、区長の見解をお尋ねいたします。

◎区長

まさに地方分権というのは、その地域の課題は地域で解決すると同時に、地域の財源は地域の工夫、力で独自財源を生み出していくということが自治そのものだと考えております。そういった意味で、こういった主張を時に国やまた都に対しても、真の自治とは何かということの問いかけとして、この問題は大変重要性を帯びてくると思います。

先ほど、知事の財調に係るお話がございましたけれども、そもそもあの財源は23区の税でございます、それを東京都が不当に確保していることがそもそも問題なのでありまして、それを上げるとか上げないとかいう筋合いではない。これはもともと区税である、早く区にそれを移管しなさいと23区は言っているわけございまして、もともと我々の税だ。それが早く移管をされて、その中で我々の独自の財源の道を、1つのルールのもとで、国家のルールのもとで我々が自助努力をしていくということが自治そのものだというふうに考えております。

今後そういった不当な、我々の努力を無にするようなことがあれば、そのたびごとに国内世論、また都内世論に訴えかけていく必要がある。それこそが日本全体の自治を推進する大きな力になるというふうに考えております。



◆増田裕一 委員

それでは、お尋ねしますが、減税基金の積み立てを今後仮に行う場合、年度内の行政手続、議会の手続、そういったものもろの部分はどうのようなものとなるのでしょうか。

◎政策経営部副参事（白垣）

年度内の手続ということでございますけれども、今般条例を提案して、条例に基づいて基本方針ができれば、翌年度以降は、基本的にこの基本方針の考え方に基づいて予算を編成して、その年の積立金を予算案の中で計上してまいります。それをご審議いただいた上で確定すれば、当初予算での基金積立額が決まる。その後につきましては、財政状況を踏まえ、特に決算、また一定の補正等で剰余金の状況を見ながら積み増しをしていく、それについてまた補正予算という形で議会のほうにご提案してご審議いただく、このような手続を踏んでいくことになろうかと思えます。

◆増田裕一 委員

先ほども若干触れたんですが、平成22年度の一般会計予算案におきます基金積立額は10億円ということございました。現在、先ほども100年に一度の経済情勢であるというような認識が副参事からも示されましたが、今後も、最低でも当初の予算で10億円を積み立てていくということになるのでしょうか。

◎政策経営部副参事（白垣）

そういうような意味を込めた10億円ということでは特にございません。やはりその年の財政需要、その年の状況を踏まえて、基本的な当初での目途額というのは積み立て方針にのっとるわけでございますけれども、その上で、そのうちの一定額を当初予算で幾ら積むかということにつきましては、年度ごとに、予算の全体フレームを検討する中で決めていくものだというふうに考えてございます。

◆増田裕一 委員

それでは、逐条でちょっと漏らしたところをお伺いしてまいりたいんですが、条例第10条、そして第11条に減税基金委員会、そして第14条に基金管理監がございます。いずれも任期が記載をされております。11条の2項に委員の任期は3年、そして14条の4項に、管理監の任期は3年というふうに記載がされております。こちらの根拠はどうのようなものでしょうか。

◎政策経営部副参事（白垣）

減税基金委員会と基金管理監の任期のお尋ねでございますけれども、まず基金委員会の任期につきましては、これは区長の附属機関という位置づけでございます、附属機関の委員の任期は2年としているものが多いのでございますけれども、3年のものもございます。これにつきましては、この基金が長期にわたる資金運用を予定していることにかんがみまして、2年の任期よりも長い3年としたものでございます。

基金管理監の任期につきましても、この委員会の任期に合わせて、3年という形にさせていただいているものでございます。

◆増田裕一 委員

こちらの第11条の第3項、「委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して3期を超えることとなるときは、この限りでない。」というふうに記載がなされております。これは恐らく、3年3期ですので9年ということで、10年を超えることがないというような意味かと思いますが、これについてはどうした見解で、どういった認識でこの項目を持たれたのか。

◎政策経営部副参事（白垣）

これにつきましては、委員ご指摘のとおり趣旨で、杉並区附属機関等の設置及び運営に関する基準第6条第5項に、「委員等は、原則として連続3任期を超えて在任しないものとする。」という規定がございます。これを踏まえて、委員会の客観性、透明性の観点から、準じて同じ規定を載せたものでございます。

◆増田裕一 委員

減税基金に関しましては、基金管理監も委員会も区長が委嘱するというような性格でございます。3年ということですが、ある意味これはもうちょっと弾力的であってもよいのかなという個人的な思いを持っております。それは意見として持たせていただいて。

第11条の第1項1号に「区民2人以内」というのがございます。こちらの「区民2人以内」ということに関しましては、これは公募による区民なのか、それともそれ以外のものなのかお尋ねします。

◎政策経営部副参事（白垣）

この区民につきましては、公募ということは考えてございません。といいますのも、先ほど来、るるご説明させていただいたように、基金委員会の担う専門性といった点から考えた場合には、区民としての区民参画、透明性の確保という観点もさることながら、産業界でありますとか税務関係でありますとか、金融等に一定の知識を有している区民の方に代表としてご推薦をお願いして入っていただくということを考えてございます。

◆増田裕一 委員

あと、この委員会のメンバー、同じ条項に3号で「金融業務に関する実務経験を有する者」とございます。また、第14条の基金管理監も「金融業務に関する実務経験を有する者」というのがございます。これはあくまでも要望なんですけど、互いになるべく面識がない者同士で、金融業務、実務経験を登用していただきたいというのがございます。これは意見ということで申し添えます。

それでは、引き続きましてお尋ねしてまいりたいのは、基金管理方針についてでございます。条例第4条に規定されておりますが、これの策定及び変更を行う場合、区議会はどのような形でタッチすることになるのか、お尋ねします。

◎政策経営部副参事（白垣）

管理方針の策定のプロセスでございますけれども、これにつきましては、基金管理監の助言、支援を受けて区長が案を策定し、それをもとに基金委員会に諮問し、委員会の答申を踏まえた案として議会のほうにご報告を申し上げるという形になります。その後パブリックコメントを実施して、策定をし、公表し、また議会にもご報告申し上げるというような手続になろうかと思えます。

◆増田裕一 委員

先ほど来、るるお尋ねしてまいりました。午前中、午後一の他の委員からの質疑でもいろいろと課題、そしてまたそれに対する質疑が行われたというふうに認識をしております。私どもも、これまでの課題、質疑の中で通じたものを判断材料にして、この基金条例について、今後の区政に資する結論を導き出してまいりたいと思えます。

最後にお尋ねをさせていただきたいと思えます。

先ほど来、区長からもご答弁ございました。しかしながら、区長は、今限りでの勇退を明言されております。10年後の減税を担保するためには、後任の区長がその政策をどのように継承するかが課題となります。その点について区長のご

見解を求めます。

◎区長

先ほども申し上げましたように、この構想が実現するまでには期間を要します。その間、特に選挙というものを通じて区民の意思が確認されるということになります。ぜひ私としては、次もそうだし、これから先の杉並区の区政を担う区長は、今回可決されれば、議会の示された意思を踏まえて、長期的な目標を自分なりの考え方で区民に問いながら、ぜひ減税自治体を実現してほしいなと願っております。

どんな山も、その山に登ろうと決意をしなければ登れないものであります。しかし、登るスピードはいろいろあるかと思えます。登り方もいろいろだと思えます。富士山に登るにしてもいろいろな登り方がある。2合目まで行こうと思っても、ひよっとすると1合目までしか行けないかもしれない。しかし、富士山に登ろうという決意がなければ、頂上には到達しないものであります。そういった気持ちを区民の大方の方々が持っていかれることが新しい区長に影響を与え、そして共通の区民の願いになっていくことを通じて杉並区の発展が担保されるんだろうと思っております。そういった意味で、ぜひそういったことに理解があるように、私自身も残りの任期、務めていきたい、こういうふうに考えております。\_\_